

令和4年厚木市農業委員会9月定例総会議事録

日 時 令和4年9月26日 月曜日 午後1時30分から午後2時10分まで

場 所 農業委員会会議室

出席者 会長職務代理者

12番 早 川 暁 (議長)

農業委員

1番 大 矢 和 人 3番 内 海 則 行

4番 新 藤 悦 子 5番 小 澤 隆

6番 梅 澤 清 子 7番 難 波 博 文

8番 井 上 謙 治 9番 山 川 宏 司

10番 松 前 進 11番 三 橋 澄 夫

欠席者 2番 松 野 勝

13番 堀 池 春 夫 (会長)

事務局出席者 事務局長 専任主幹 主幹兼農地管理係長 農地管理係主事

議事日程

- 1 市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理について (報告9件)
- 2 農地法第3条の3の規定による届出について (報告12件)
- 3 農地法の適用を受けない土地の証明について (報告3件)
- 4 議案第41号 農地法第3条の規定による許可申請について (1件)
- 5 議案第42号 農地法第4条の規定による許可申請について (1件)
- 6 議案第43号 農地法第5条の規定による許可申請について (3件)
- 7 議案第44号 農用地利用集積計画の決定について (11件)

<議長>

ただいまの出席委員は11人で定足数に達しております。
これより、令和4年厚木市農業委員会9月定例総会を開会いたします。
議事録署名人を選出したいと思いますが、議長指名でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

<議長>

それでは、7番の難波博文委員、8番の井上謙治委員にお願いいたします。
本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表のとおりでございます。
日程に入ります。
日程1、「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理」についてを議題といたします。
事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理」について、御報告申し上げます。
今回報告する対象は、8月12日から9月12日までに受け付けしたものでございます。
それぞれ届出内容を精査しましたところ、適法であると認められましたので、市街化区域内農地転用の届出に係る事務処理規程に基づき専決処理し、受理通知書を交付したものでございます。
それでは、農地法第4条及び第5条の処理状況について、総括表に基づき御報告いたします。
法第4条につきましては、5件、5筆、面積は1,480.68平方メートルでございます。
法第5条につきましては、4件、6筆、面積は937.18平方メートルでございます。
法第4条及び第5条の総計は、9件、11筆、面積は2,417.86平方メートルでございます。
届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、省略させていただきます。
以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

〔質疑なし〕

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。
日程2、「農地法第3条の3の規定による届出」についてを議題といたします。
事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「農地法第3条の3の規定による届出」について、御報告いたします。
相続等による農地法の許可を要しない権利取得について、8月12日から9月12日までに受け付け

しましたものでございます。

それぞれ届出内容を審査しましたところ、適法と認められましたことから、受理通知書を交付しましたので、総括表に基づき御報告いたします。

被相続人は9人、農地の所有権を取得された相続人は12人、筆数は延べ56筆、面積は延べ28,321平方メートルでございます。あっせんの希望は全て無しでございます。

なお、届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、省略させていただきます。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程3、「農地法の適用を受けない土地の証明」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<農地管理係長>

ただいま議題となりました、「農地法の適用を受けない土地の証明」について、御報告いたします。御報告する案件は3件でございます。

初めに1番でございます。

証明願提出者は、下川入にお住まいのAさん、対象地は下川入字十七ノ域1筆、登記地目は畑、面積は81平方メートルです。

当該土地は、昭和63年に隣接する土地に祖父が住宅を建築した際、住宅敷地として一体的に利用され、現在に至っているもので、平成24年度撮影の航空写真で住宅敷地の一部となっていることが確認できております。

これらの経過を踏まえ、8月10日、松野委員及び小澤委員に資料による確認を依頼したところ、農地法第2条第1項に規定する農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないとの判断をいただいたため、非農地の要件を満たすことから、8月18日付けで非農地証明を交付したものでございます。

続いて2番でございます。

証明願提出者は、下川入にお住まいのBさん、対象地は下川入字九ノ域1筆、登記地目は田、面積は472平方メートルです。

当該土地は、平成13年9月に相続した時点で、すでに自宅敷地として一体的に利用されており、現在に至っているものです。

これらの経過を踏まえ、小澤委員及び松野委員に資料による確認を依頼したところ、8月10日、農地に該当しないという判断をいただいたため、1番同様非農地の要件を満たすことから、8月16日付けで非農地証明を交付したものでございます。

最後に3番でございます。

証明願提出者は、上荻野にお住まいのCさん、対象地は上荻野字丸山1筆、登記地目は畑、面積

は579平方メートルです。

当該土地は、昭和40年頃までは畑として耕作されていましたが、その後、隣接する自宅敷地の一部として利用され、現在に至っているもので、平成25年度固定資産評価証明書で宅地課税されていることが確認できております。

これらの経過を踏まえ、8月25日、難波委員に資料による確認を依頼したところ、農地に該当しないという判断をいただいたことから、前2案件同様非農地の要件を満たすため、9月7日付けで非農地証明を交付したものでございます。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程4、議案第41号「農地法第3条の規定による許可申請」についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

<専任主幹>

ただいま議題となりました議案第41号「農地法第3条の規定による許可申請」について、御説明申し上げます。

お諮りする案件は1件でございます。

対象となる農地は、金田字新台畑下1筆、地目は田、面積は1,120平方メートルでございます。

渡人は金田にお住まいのDさん、受人は金田にお住まいのEさんです。

農業経営の安定を図るための贈与による所有権移転で、水稻の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機及び田植え機等。

労働力につきましては、本人、父及び母の3人です。

なお、農地法に規定する農作業常時従事要件及び下限面積の基準は満たしています。

農地法第3条の規定による許可申請の説明は、以上でございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程4、議案第41号「農地法第3条の規定による許可申請」について、許可することに賛成の委

員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程4、議案第41号「農地法第3条の規定による許可申請」については、許可することに決しました。

次に、日程5、議案第42号「農地法第4条の規定による許可申請」についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

<農地管理係主事>

ただいま議題となりました議案第22号「農地法第4条の規定による許可申請」について、御説明申し上げます。

お諮りする案件は1件でございます。

対象となる農地は、関口字北原2筆、地目はともに畑、合計面積は57平方メートルです。

申請人は関口にお住まいのFさんです。

本申請は、駐車場設置のための転用許可申請です。

農地区分は、水道管及び下水道管が埋設されている幅員4メートル以上の道路に接しており、申請地から500メートル以内に幼稚園及び小学校が存する第3種農地です。

申請人は、関口で電子機器、精密機械等の設計及び配管工事請負業を営む株式会社Gから、来客用の駐車スペースが不足しているため、駐車場として貸してほしい旨の要望を受け、今回許可申請されたものです。

申請地の東側は駐車場、西側は道路、南側及び北側は畑及び通路に接しております。

土地利用計画図によりますと、敷地内を転圧・整地の上、砂利敷し、車両4台分の駐車場として利用する計画となっております。

隣接地等への被害防除措置として、隣接農地との境にコンクリートブロック2段積を新設するほか、隣接駐車場の既存コンクリートを利用する計画となっております。

敷地内の雨水処理につきましては、敷地内自然浸透処理する計画となっております。

農地法第4条第6項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

農地法第4条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

<小澤委員>

既に転用済みの区域は、同じ地権者なのか。

本来は今回の区域も含めて以前農地転用を行っているべきで、以前の転用済みの区域が面積を意図的に抑えたものとかではなかったか。

<農地管理係主事>

はい。同様の地権者となっております。

また、農地転用済みの区域につきましては、その時点では必要最低限の区域となっていたものであり、今回の農地転用許可申請区域も、追加で必要となった最低限の区域となっております。

<議長>

他に質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程5、議案第42号「農地法第4条の規定による許可申請」について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程5、議案第42号「農地法第4条の規定による許可申請」については、許可相当として県に進達することに決しました。

次に、日程6、議案第43号「農地法第5条の規定による許可申請」についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

<農地管理係主事>

ただいま議題となりました、議案第43号「農地法第5条の規定による許可申請」について、御説明申し上げます。

お諮りする案件は3件でございます。

初めに1番でございます。

対象となる農地は、及川字宮ノ下2筆、地目は田及び畑、合計面積は、1,204平方メートルです。

受人は千葉県松戸市小金原9丁目の株式会社H、代表取締役Iさん、渡人は及川にお住まいのJさんです。

本申請は、所有権移転による駐車場設置のための転用許可申請です。

農地区分は、申請地から300メートル以内に睦合西地区市民センターが存する第3種農地です。

受人は自動車リース業を営む法人で現在、山際で借りている駐車場を返却しなければならなくなったため、国道412号から近く、必要な台数分の駐車スペースを確保することができる申請地を選定し、今回申請されたものです。

申請地の東側は宅地、西側は畑、南側は水路、北側は道路に接しております。

土地利用計画図によりますと、出入口を北側に幅8メートルのアスファルト舗装にて設け、敷地内を道路と同じ高さになるように切土及び盛土を行い、転圧・整地の上、碎石敷し、車両11台分の駐車場として利用しようとするものです。

隣接地等への被害防除措置として、東側、西側及び北側にある既存擁壁を利用するほか、南側に緑地帯及び地先境界ブロックを設ける計画となっております。

敷地内の雨水処理につきましては、雨水浸透柵及び浸透トレンチ管にて敷地内浸透処理する計画となっております。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

なお、本申請は開発面積が500平方メートル以上のため、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、現在、手続中となっております。

続きまして2番でございます。

対象となる農地は、下川入字十五ノ域2筆、地目はともに畑、合計面積は1,230平方メートルです。

受人は綾瀬市寺尾南3丁目の合同会社K、代表取締役Lさん、渡人は下川入にお住まいのMさん外1人です。

本申請は、所有権移転による資材置場及び車両置場設置のための転用許可申請です。

農地区分は、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。

受人は車両、中古農耕機械、農耕器具等の販売及び輸出業を営む法人で、上荻野で借りている置場の所有者から返却を求められたため、現在の置場から比較的近く、交通の便が良い申請地を選定し、今回申請されました。

申請地の東側、南側及び北側は道路、西側は畑に接しております。

土地利用計画図によりますと、出入口を北側に幅約6メートルのアスファルト舗装のスロープにて設け、敷地内を転圧整地の上、碎石敷し、農機具パーツや中古農耕機械等の置場を設置する計画となっております。

隣接地等への被害防除措置として、出入口以外に単管パイプ及び鋼板を新設するほか、東側に緑地帯及び地先境界ブロックを設ける計画となっております。

敷地内の雨水処理につきましては、雨水浸透柵及び浸透トレンチ管にて敷地内浸透処理する計画となっております。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

なお、本申請は開発面積が500平方メートル以上のため、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、手続済みとなっております。

最後に3番でございます。

対象となる農地は、中荻野字西公所1筆、地目は畑、面積は436平方メートルです。

受人は海老名市中新田3丁目にお住まいのNさん外1人、渡人は上荻野にお住まいのOさんです。

本申請は、使用貸借権設定による自己住宅建設のための転用許可申請です。

農地区分は、申請地から300メートル以内に荻野地区市民センターが存する第3種農地です。

借人は子どもが大きくなり、現在の賃貸住宅が手狭となったため、実家から近く子育てがしやすい申請地に自宅を建設するため、今回申請されました。

申請地の東側及び西側は宅地、南側及び北側は道路に接しております。

土地利用計画図によりますと、南側及び北側のスロープを出入口とし、自己住宅を建設する計画となっております。

隣接地等への被害については、出入口以外にある既存鉄筋コンクリート擁壁や既存間知ブロック等を利用する計画となっております。

敷地内の雨水処理につきましては、雨水浸透柵及び浸透トレンチ管にて敷地内浸透処理、汚水につきましては、公共下水道に接続する計画となっております。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

なお、本申請は開発面積が500平方メートル未満ですが、開発許可が必要なため、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、手続済みとなっております。

農地法第5条の規定による許可申請についての説明は、以上でございます。

よろしく御審議賜りますよう、お願いいたします。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

<松前委員>

1番について、周辺には住宅地もあるが、工事車両の出入りや通行等、住民への周知はどのようになっているのか。

<農地管理係主事>

住民説明会が開催されているので、そのなかで周知がなされていると聞いております。

<小澤委員>

工事車両のトラックの大きさは。

通行規制等、問題ないのか。

<農地管理係主事>

工事車両につきましては、一番大きくても4トントラック程度と聞いており、通行等の問題につきましても、住みよいまちづくり条例のなかでも協議事項に入っているため、問題ないものと考えます。

<難波委員>

1番について、転用のために埋め立てをしたのか。

<農地管理係主事>

当該地につきましては、平成26年の航空写真を見る限りでは、既に隣接地との段差があることが確認できますので、今回転用のために埋めたということではないと認識しております。

<難波委員>

農地として使うことについては問題ではないが、工事において大きいトラックが出入りする際の、隣接する農地への影響が気になる。

<農地管理係主事>

当該地と西側農地との境の土留については、擁壁の厚さが5センチメートルあり、また、敷地内を切土することにより、当該擁壁にかかる力も軽減されるので、隣接する農地への影響も出ないものと考えます。

<難波委員>

わかりました。

<議長>

他に質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程6、議案第43号「農地法第5条の規定による許可申請」について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程6、議案第43号「農地法第5条の規定による許可申請」については、許可相当として県に進達することに決しました。

最後に、日程7、議案第44号「農用地利用集積計画の決定」についてを議題といたします。

なお、本議案は11番までございますが、1番については、井上委員が関係する事案です。

農業委員会等に関する法律第31条の規定により、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができませんので、井上委員の退出を求めます。

[井上委員退室]

<議長>

それでは、日程7、議案第44号「農用地利用集積計画の決定」の1番について、事務局の説明を求めます。

<農地管理係主事>

ただいま議題となりました、議案第44号「農用地利用集積計画の決定」の1番について、御説明

申し上げます。

借人は、上依知にお住まいのPさんでございます。

対象となる農地は山際字中神1筆、地目は田、面積は991平方メートルです。

利用目的は水稻、3年間の使用貸借権で、新規設定でございます。

なお、農用地の全てについて耕作を行うことが認められ、また、耕作に必要な農作業に常時従事することが認められるものであり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件を満たしております。

説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程7、議案第44号「農用地利用集積計画の決定」の1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程7、議案第44号「農用地利用集積計画の決定」の1番については、原案のとおり決定されました。

ここで、井上委員を入室させてください。

[井上委員入室]

<議長>

それでは、日程7、議案第44号「農用地利用集積計画の決定」の2番から11番について、事務局の説明を求めます。

<農地管理係主事>

ただいま議題となりました、議案第44号「農用地利用集積計画の決定」の2番から11番について、御説明申し上げます。

2番から11番までの合計集積面積は、11,698平方メートルでございます。

権利の種類別では、使用貸借権が10件、17筆、11,698平方メートルです。

地目別では、田が2件、2筆、2,793平方メートル、畑が8件、15筆、8,905平方メートルです。

利用目的別では、水稻が2件、普通畑、畑、露地野菜、野菜が8件です。

契約期間別では、3年間で10件、新規設定は9件、更新設定は1件でございます。

なお、2番から11番について、農用地の全てについて耕作を行うことが認められ、また、耕作に必要な農作業に常時従事することが認められるものであり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件を満たしております。

説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程7、議案第44号「農用地利用集積計画の決定」の2番から11番までについて、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程7、議案第44号「農用地利用集積計画の決定」の2番から11番までについては、原案のとおり決定されました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これもちまして、令和4年厚木市農業委員会9月定例総会を閉会いたします。

令和4年9月26日

議 長

議事録署名人

議事録署名人
